

防衛監察本部達第8号

防衛監察本部の懲戒処分等の基準に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部の懲戒処分等の基準に関する達

改正 平成27年9月25日防衛監察本部達第2号
平成30年3月30日防衛監察本部達第4号
平成30年9月11日防衛監察本部達第7号
令和2年2月28日防衛監察本部達第1号

(目的及び範囲)

第1条 この達は、防衛監察本部における懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の実施に関し、懲戒処分等の種別及び程度を決定するために必要な基準を定めることを目的とする。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条、第78条及び第81条の規定に基づき出動を命ぜられたとき、並びに同法第77条及び第79条に基づき出動待機命令が発せられたときの基準については、この

達によるほか別に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒権者等 任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)第47条第1項、第73条第

1項及び第74条第1項の規定により防衛監察本部において懲戒処分の権限を有する者(以下この号において「懲戒権者」という。)並びに訓戒等

に関する訓令(昭和31年防衛庁訓令第33号。

(以下「懲戒等訓令」という。)第2条第1項の規定に基づき、懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。

(2) 重処分 免職、降任、6日以上の停職又は減給合算額が俸給月額 $\frac{3}{10}$ を超える減給をいう。

(3) 軽処分 5日以内の停職、減給合算額が俸給月額の $\frac{3}{10}$ を超えない減給又は戒告をいう。

(4) 加重 規律違反の態様に応ずる処分基準の上限

より、懲戒処分等の種類又はその程度を重くすることをいう。

(5) 軽減 規律違反の態様に応ずる処分基準の下限より、懲戒処分等の種類又はその程度を軽くすることをいう。

(懲戒権者等の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うに当たっては、その本旨にかんがみ、いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実の真相を明らかにして実体に即した検討を行い、違反者の内省自戒に留意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もって、処分の適正を期さなければならない。

(懲戒処分等の種別)

第4条 懲戒処分等の種別は、免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒及び注意とする。

(懲戒処分等の軽重)

第5条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条に記載した順序による。

2 降任については、2級下位の職務の級に下すもの、
停職については当該処分の期間が長期のもの、減給に
ついては減給率が大きいものを重いとする。

(免職適用の基準)

第6条 免職は、隊員が職務の遂行上特に重大な影響を
及ぼす規律違反、特に悪質な刑事犯に該当する規律違
反等自衛隊に対し著しい不利益を与える規律違反を行
った場合に適用する。

(降任適用の基準)

第7条 降任は、隊員が免職には該当しないが自己の職
務の級等に著しくふさわしくない規律違反を行った場
合に適用する。

(停職適用の基準)

第8条 停職は、隊員が降任以上には該当しないが職務
の遂行上重大な影響を及ぼす規律違反又は悪質な刑事
犯に該当する規律違反を行った場合に適用する。

(減給適用の基準)

第9条 減給は、隊員が停職以上には該当しないが比較

的重大な規律違反を行った場合に適用する。

(戒告適用の基準)

第10条 戒告は、隊員が減給以上には該当しないが比較的軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(訓戒適用の基準)

第11条 訓戒は、隊員が懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(注意適用の基準)

第12条 注意は、隊員が訓戒を行うまでには至らないが不問に付すことも適當でない極めて軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準)

第13条 規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(教唆者等の取扱い)

第14条 規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行った者に対する懲戒処分等に準じて行う。

2 集団による規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した者に対する懲戒処分等は、当該規律違反の主動者に対する懲戒処分等に準じて行う。

(懲戒処分等の加重等)

第15条 規律違反が、次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重する。

(1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合

(2) 2人以上共謀して規律違反を行った場合

(3) 集団による規律違反を主動した場合

2 既応処分等が、戒告以上のものについては1年、訓戒については6月の期間内において、次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分等を加重することができる。

(1) 規律違反を重ねたとき

(2) 同一の規律違反の処分歴があるとき

3 懲戒手続中(自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。))第73条第1項に規定する被疑事実通知書を交付してから、施行

規則第 77 条第 3 項に規定する懲戒処分宣告書若しくは訓戒等訓令第 3 条に規定する訓戒書又は注意書を交付するまでの間をいう。) に規律違反を重ねた場合は、懲戒処分等を加重することができる。

4 2 以上の規律違反を行った者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、それぞれの処分基準を合算する。ただし、同一の規律違反を複数回重ねた者に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、その処分基準について、単に全部を合算しない。

5 一つの行為が数種の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の減免)

第 16 条 規律違反となるべき行為が、次の各号の一に該当する場合は懲戒処分等を行わない。

(1) 天変地異等不可抗力による場合

(2) 正当防衛の場合

(3) 緊急避難のときで隊員としての義務に違反しない場合

(4) 心神喪失中の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

2 規律違反者が、次の各号の一に該当する場合は情状をしゃく量し、懲戒処分等を軽減することができる。

(1) 極めて困難な任務遂行中の場合

(2) 過剰防衛又は過剰避難の場合

(3) 心神耗弱中の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

(4) 平素の勤務態度が優良な場合

(5) 自首した場合

(6) 改しゅんの情が顕著である場合

(7) 未遂の場合

(8) その他軽減すべき相当な理由がある場合

3 行政職俸給表（一）の1級及びこれに対応する各俸給表の職務の級の事務官等として採用され6月を経過しない者が、不慣れに起因する規律違反を行ったとき

は、その者に対する懲戒処分等は前項で定めるところによるほか更に軽減することができる。

(別表に定める以外の規律違反に対する処分)

第17条 別表に定める以外の規律違反に対する懲戒処分等の種別及び程度を決定するに当たっては、懲戒権者等は違反態様、違反行為の原因、動機、状況、結果等を考慮し、更に当該隊員の行為前後の態度、懲戒処分等の処分歴、社会的環境、選択する処分の部内外に及ぼす影響等を考慮して自衛隊の規律維持の見地から公正かつ相当と判断される処分を決定しなければならない。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年3月1日から施行する。

1 職務に関する違反				
	違反態様	処分基準	適用基準	
(1) 特別勤務上の違反	ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	1 本処分基準は、当直勤務その他の特別勤務についている隊員が職務上の義務違反行為を行った場合に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、特別勤務の種類、違反者の地位及び職務の級等、結果の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。	
	イ 軽微な場合	軽 処 分		
(2) 上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等	ア 傷害	(7) 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が上官及び特別勤務者に対して次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 (1) 傷害 (2) 暴行又は脅迫 (3) 上官及び特別勤務者の命令に対する反抗又は不服従 (4) 暴言、名誉毀損又は侮辱 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、傷害の程度、反抗不服従の程度、暴言及び侮辱の内容、関係者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 傷害の「重大な場合」とは、 ア 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 イ 殺意をもって暴行を加え、傷害を負わせた場合 ウ 職務に支障をきたす程度の傷害を負わせた場合 エ 傷害を負わせた結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 オ 侮辱的な虐待行為を加え、傷害を負わせた場合 (2) 傷害の「軽微な場合」とは、 、暴行を加え、傷害を負わせた場合 (3) 暴行又は脅迫の「重大な場合」とは、
		(4) 軽微な場合	1月以上の停職	
	イ 暴行・脅迫	(7) 重大な場合	免 職	
		(4) 軽微な場合	停職の重処分	
	ウ 反抗・不服従	(7) 極めて重大な場合	免 職	
		(4) 重大な場合	停職の重処分	
		(7) 軽微な場合	停職の軽処分	
	エ 暴言、名誉毀損又は侮辱	(7) 極めて重大な場合	免 職	
		(4) 重大な場合	停職の重処分	
		(7) 軽微な場合	軽 処 分	

			<p>ア 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合</p> <p>イ 殺意をもって暴行を加えた場合</p> <p>ウ 暴行を加えた又は脅迫をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合</p> <p>エ 侮辱的な虐待行為を伴い暴行を加えた場合</p> <p>(4) 暴行又は脅迫の「軽微な場合」とは、</p> <p>ア 暴行を加えた場合</p> <p>イ 脅迫をした場合</p> <p>(5) 反抗不服従の「極めて重大な場合」とは、反抗不服従をした結果、公務の運営に重大な場合な支障を生じさせた場合</p> <p>(6) 反抗不服従の「重大な場合」とは、</p> <p>ア 反抗不服従をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合</p> <p>イ 反抗不服従を繰り返した場合</p> <p>(7) 反抗不服従の「軽微な場合」とは、反抗不服従をした場合</p> <p>(8) 暴言、名誉毀損又は侮辱の「極めて重大な場合」とは、</p> <p>ア 暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合暴行を加えた場合</p> <p>イ 不特定多数の者が容易に閲覧できる状況で、上官等の名誉を著しく害し、又は上官等を著しく侮辱した場合</p> <p>(9) 暴言、名誉毀損又は侮辱の「重大な場合」とは、</p> <p>ア 暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱をした結果、公務の運営に支障を生じさせた場合</p> <p>イ 公務中の上官等に対し暴言を吐き、名誉を害し、又は侮辱した場合</p> <p>ウ 不特定多数の者が容易に閲覧できる状況で、上官等の名誉を害し、又は上官等を侮辱した場合</p>
--	--	--	---

			<p>(10) 暴言、名誉毀損又は侮辱の「軽微な場合」とは、</p> <p>ア 暴言を吐いた場合</p> <p>イ 名誉を害した場合</p> <p>ウ 侮辱をした場合</p> <p>3 上官以外の上位の階級等を有する者に対する第1項に掲げる行為を行った場合は、本基準に準じて処分を行うものとする。</p> <p>4 上官とは、指揮系統上、上位にある者をいう。</p>
職権乱用	(3) ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	<p>1 本処分基準は、隊員がその職務上の権限及び地位を違法又は不当に利用して、次の各号の一つに該当する行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 人をして義務のないことを行わせること。</p> <p>(2) 人の権利を侵害すること。</p> <p>(3) その他職務上の権限の範囲を著しく逸脱すること。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為等の原因、動機及び状況、違反者の職務上の地位、職務の級等及び権限の内容、被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、権限行使若しくは地位利用の違法性又は不当性が強く、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、権限行使、地位利用の違法性若しくは不当性が強い場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。</p>
	イ 軽微な場合	停職の軽処分	
	ウ 極めて軽微な場合	戒 告	
試験に関する	(4) ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	<p>1 本処分基準は、受験者及び試験官等である隊員が防衛省・自衛隊で行う試験において、不正行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の原因、動機及び状況、試験の</p>
	イ 軽微な場合	軽 処 分	

不正					<p>種類、結果の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、採用試験、選抜試験等人事管理上重大な影響を有する試験に関して不正行為が行われた場合又はその試験における不正行為で部内外に重大な影響を及ぼした場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
(5) 情報保全に関する違反	ア 秘密漏えい等	(7) 故意の場合	a 特別防衛秘密、特定秘密	免 職	<p>1 本処分基準は、情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準（平成18年5月29日防人1第5092号）に規定する隊員が秘密漏えい等を行い、又は情報保全義務違反を行った場合並びに情報管理者等義務違反を行った場合に適用する。</p> <p>2 秘密漏えい等の場合又は情報保全義務違反を行った場合において違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、注意義務違反の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」とは、注意義務を著しく怠り、又は部内外に及ぼす影響が著しく大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「重大な場合」とは、注意義務を怠り、又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「軽微な場合」とは「重大な場合」に至らない場合をいう。</p> <p>3 「公表資料等」とは、防衛省・自衛隊が部外へ公表する情報で、文書、電子データ、図画及び物件をいう。</p> <p>4 「私有パソコン等」とは、私</p>
			b 秘密、注意、部内限り	重 処 分 (減給を除く)	
			c 解禁前の公表資料	軽 処 分 以下	
	(4) 過失の場合	a 特別防衛秘密、特定秘密	(a) 極めて重大な場合	免 職	
			(b) 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	
			(c) 軽微な場合	停職の軽処分	
		b 秘密	(a) 極めて重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	
			(b) 重大な場合	軽 処 分 (戒告を除く)	
			(c) 軽微な場合	戒 告 以下	

		c 注意、部内限り	(a) 極めて重大な場合	停職の軽処分	
			(b) 重大な場合	軽処分 (停職を除く)	
			(c) 軽微な場合	訓戒又は注意	
イ 情報 保全義 務違反	(7) パン コン・ データ 関連の 義務違 反	a 情報 の取扱 い	(a) 私有 パン コン等 で業務 用デー タを取 り扱っ たが、 流出し なかつ た場合	1 特別防 衛秘密、 特定秘密	重 処 分 (減給を除く)
				2 秘密	停職の重処分
				3 注意、 部内限り	停職の軽処分
			(b) 指定 された 官品パ ンコン 以外で 業務用 データ を取り 扱った 場合	1 特別防 衛秘密、 特定秘密	減給の軽処分
				2 秘密、 注意、部 内限り	軽処分以下 (停職を除く)
			b 官品 パン コン等 の取扱 い	官品パソコン・官品可 搬記憶媒体を許可なく 職場から持ち出した場 合	停職の重処分又 は軽処分
	c 私有 パン コン等 の取扱 い	(a) 私有パソコン等を 許可なく職場に持ち 込んだ場合	訓戒又は注意		
		(b) 私有可搬記憶媒体 を官品パソコンで使 用した場合			
	(4) 紛失	a 特別 防衛秘 密、特 定秘密	(a) 極めて重大な場合	停職の重処分	
			(b) 重大な場合	停職の軽処分	

有パソコン及び私有可搬記憶媒体をいう。

5 情報管理者等義務違反は、情報保全の管理者等の立場にある隊員が、その指揮監督が不行届のため、秘密漏えい等及び情報保全義務違反が発生した場合に適用する。

		(c) 軽微な場合	軽 処 分 (停職を除く)
	b 秘密	(a) 極めて重大な場合	停職の軽処分
		(b) 重大な場合	減給の軽処分
		(c) 軽微な場合	戒 告 以 下
	c 注意、部内限り	(a) 極めて重大な場合	戒 告
		(b) 重大な場合	訓 戒
		(c) 軽微な場合	注 意
(j) 誤破棄	a 特別防衛秘密、特定秘密	(a) 極めて重大な場合	停職の軽処分
		(b) 重大な場合	減給の軽処分
		(c) 軽微な場合	戒 告 以 下
	b 秘密	(a) 極めて重大な場合	減給の軽処分
		(b) 重大な場合	戒 告
		(c) 軽微な場合	訓戒又は注意
(i) その他の義	a 特別防衛秘	(a) 文書等を許可なく複製した場合	減給の軽処分

務違反	密、特 定秘密 、秘密	(b) 文書等を指定され た保管庫に保存しな い場合		
		(c) 文書等として管理 する手続きを行わな い場合		
		(d) 文書等に「秘」等 を標記しない場合		軽 処 分 (停職を除く)
		(e) 保存期間を超過し た文書を長期間破棄 しない場合		
b 特別 防衛秘 密、特 定秘密	(a) 文書 等を許 可なく 持ち出 した場 合	1 極めて 重大な場 合		重 処 分 (減給を除く)
		2 重大な 場合		停職の軽処分
		3 軽微な 場合		減給の軽処分
	(b) 部内 におい て所定 の暗号 をかけ ずに文 書又は 業務用 データ をF A X・電 報・メ ール等 を使用 して送 信した 場合	1 極めて 重大な場 合		停職の軽処分
		2 重大な 場合		減給の軽処分
		3 軽微な 場合		戒 告 以 下
c 秘密	(a) 文書 等を許 可なく 持ち出 した場 合	1 極めて 重大な場 合		停職の重処分
		2 重大な 場合		軽 処 分 (戒告を除く)

				3 軽微な 場合	戒告以下
		(b) 部内 において所定 の暗号 をかけ ずに文 書又は 業務用 データ をF A X・電 報・メ ール等 を使用 して送 信した 場合	1 極めて 重大な場 合		減給の軽処分
			2 重大な 場合		戒告
			3 軽微な 場合		
	d 個人 情報	(a) 個人情報ファ イ ルを記録した媒体を 鍵のかかる容器に保 管しない場合			軽処分以下 (停職を除く)
		(b) 業務上知り得 た 保有個人情報ではな い個人情報をみだり に他人に知らせた場 合			
	e 注意 、部内 限り（ 個人情 報を含 む。）	(a) 文書 等を許 可なく 持ち出 した場 合	1 極めて 重大な場 合		停職の軽処分
			2 重大な 場合		軽処分 (停職を除く)
			3 軽微な 場合		訓戒又は注意
		(b) 業務用データを一 般回線で送信した場 合			訓戒又は注意
		(c) 文書等に「注意」 を標記しない場合			
ウ 情報	(7) 管理	a 秘密漏えい等	(a) 特別防		免 職

管理者等義務違反

者等の義務を著しく怠った場合

衛秘密、
特定秘密

(b) 秘密 重 処 分
(減給を除く)

(c) 注意、
部内限り 停職の軽処分

b 情報
保全義
務違反

(a) パソ
コン・
データ
関連の
義務違
反

1 特別防
衛秘密、
特定秘密 重 処 分
(減給を除く)

2 秘密 停職の重処分

3 注意、
部内限り 軽 処 分
(戒告を除く)

4 その他
の違反 軽 処 分
(停職を除く)

(b) 紛失

1 特別防
衛秘密、
特定秘密 停職の重処分

2 秘密 停職の軽処分

3 注意、
部内限り 戒 告

(c) 誤破
棄

1 特別防
衛秘密、
特定秘密 停職の軽処分

2 秘密 減給の軽処分

(d) その
他の義
務違反

1 特別防
衛秘密、
特定秘密 停職の重処分

2 秘密 軽 処 分
(戒告を除く)

			3 注意、 部内限り	減給の軽処分	
(i) 管理者等の義務を怠った場合	a 秘密漏えい等	(a) 特別防衛秘密、特定秘密		停職の重処分	
		(b) 秘密		停職の軽処分	
		(c) 注意、部内限り		軽処分 (停職を除く)	
	b 情報保全義務違反	(a) パソコン・データ関連の義務違反	1 特別防衛秘密、特定秘密		軽処分 (戒告を除く)
			2 秘密		減給の軽処分
			3 注意、部内限り		軽処分 (停職を除く)
			4 その他の違反		戒告以下
		(b) 紛失	1 特別防衛秘密、特定秘密		減給の軽処分
			2 秘密		軽処分 (停職を除く)
			3 注意、部内限り		戒告以下
(c) 誤破棄		1 特別防衛秘密、特定秘密		軽処分 (停職を除く)	
		2 秘密		戒告以下	
(d) その		1 特別防		減給の軽処分	

		他の義務違反	衛秘密、 特定秘密		
			2 秘密	軽 処 分 (停職を除く)	
			3 注意、 部内限り	戒 告	
(7) 管理者等の義務を一応なしたが不十分な場合	a 秘密漏えい等	(a) 特別防衛秘密、特定秘密		減給の軽処分	
		(b) 秘密		軽 処 分 (停職を除く)	
		(c) 注意、部内限り		訓戒又は注意	
	b 情報保全義務違反	(a) パソコン・データ関連の義務違反	1 特別防衛秘密、特定秘密		軽 処 分 (停職を除く)
			2 秘密		戒 告
			3 注意、部内限り		訓戒又は注意
			4 その他の違反		
		(b) 紛失	1 特別防衛秘密、特定秘密		戒 告
			2 秘密		訓戒又は注意
			3 注意、部内限り		
(c) 誤破棄	1 特別防衛秘密、特定秘密		訓戒又は注意		

				2 秘密	
		(d) その 他の義 務違反	1 特別防 衛秘密、 特定秘密	戒 告	
			2 秘密	訓戒又は注意	
			3 注意、 部内限り		
(6) ハ ラ ス メ ン ト	ア パワー・ハラス メント	(ア) 極めて重大な場合		停職6月以上	1 本処分基準は、職場の関係において隊員が他の隊員に違法又は不当に精神的若しくは肉体的苦痛を与えるハラスメント及び職場環境を悪化させるハラスメントを行った場合に適用する。 2 パワー・ハラスメントとは、階級等の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて隊員に精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為をいう。 3 セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び隊員が他の隊員を不快にさせる職場 3 セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び隊員が他の隊員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。 4 その他のハラスメントとは、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントをいう。 5 パワー・ハラスメントの違反態様が、「極めて重大な場合」に当たる処分基準については免職を基本とし、被害者が精神的な被害を受けた際の処分量定については、その原因となった違反者の精神的な攻撃、その他の心理的負荷となった要因等を総合的に勘案し、因果関係を明らかにしたうえで判断するものとする。違反態様がいずれの場合
		(イ) 重大な場合		3月以上6月未満の停職	
		(ロ) 比較的重大な場合		1月以上3月未満の停職	
		(ハ) 軽微な場合		6日以上1月未満の停職	
		(ニ) 比較的軽微な場合		停職の軽処分	
		(ホ) 極めて軽微な場合		処分以下 (停職を除く)	
	イ セクシュアル・ ハラスメント	(ア) 重大な場合		重 処 分 (減給を除く)	
	(イ) 軽微な場合		軽 処 分		
	(ロ) 極めて軽微な場合		訓戒又は注意		
ウ その他のハラス	(ア) 重大な場合		重 処 分		

メント

(イ) 軽微な場合

軽 処 分

(ロ) 極めて軽微な場合

訓戒又は注意

に該当するかは、以下の基準のとおりである。

(1) 「極めて重大な場合」とは

ア 刃物又はこれに相当する凶器（以下「刃物等」という。）を用いた場合

イ 被害者の自殺（未遂を含む。）の主たる原因となった場合

ウ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合

エ 重症病（負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の障害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上の傷病をいう。以下（重症）という。）を負わせた場合

オ 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合

カ 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合

(2) 「重大な場合」とは、

ア 全治1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

イ 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合

ウ 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に制限が生じた場合

エ 複数回又は長期間に渡る暴行を加えた場合

(3) 「比較的重大な場合」とは

ア 全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

イ 精神疾患又はこれに相当する症状を発症させた結果、被害者の服する職務の程度に一定の制限が生じた場合

ウ 平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合

(4) 「軽微な場合」とは、

ア 平手打ち（1回程度）、
足を踏みつける等の暴行を
加えた場合

イ 精神疾患又はこれに相当
する症状を発症させた場合

ウ 職場環境を著しく悪化さ
せた結果、公務の運営に支
障を生じさせた場合

(5) 「比較的軽微な場合」とは

ア 胸ぐらを掴む、壁に押し
付ける等の傷害に至る可能
性が極めて低いと認められ
る暴行を加えた場合

イ 人間関係からの切り離し
に至る主たる原因となった
場合

ウ 日常的に威圧的な言動を
することで職場環境を著し
く悪化させた場合

(6) 「極めて軽微な場合」とは

ア 過大又は過小な業務の要
求をした場合

イ 私的なことに過度に立ち
入る等の個の侵害をした場
合

ウ 威圧的な言動により職場
環境を著しく悪化させた場
合

エ 暴言を伴う指導をした場
合

オ 長時間に渡る拘束等の不
適切な指導をした場合

6 セクシャル・ハラスメント及
びその他のハラスメントの違反
態様が、「重大な場合」、「軽
微な場合」又は「極めて軽微な
場合」のいずれの場合に該当す
るかは、違反行為の原因、動機
及び状況、違反者及び被害者の
地位、職務の級等及び権限、被
害者の被害の程度並びに部内外
に及ぼす影響等を考慮して判断
するものとするが、各場合にお
いて一応の基準を示せば以下の
とおりである。

(1) 「重大な場合」とは、被害
の程度が大きい場合又は部内
に及ぼす影響が大きい場合を
いう。

(2) 「軽微な場合」とは、比較
的被害の程度が大きい場合又
は比較的部内に及ぼす影響が

				大きい場合をいう。 (3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。
職務中の過失傷害致死	ア 致死	(ア) 重大な場合	停職の重処分	1 本処分基準は、隊員が職務の遂行中過失により人を傷害し、又は死亡させた場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。 2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、職務遂行上必要な注意義務違反及び被害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、職務上必要な注意義務を著しく怠った場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
		(イ) 軽微な場合	軽処分	
	イ 傷害	(ア) 重大な場合	停職の重処分	
		(イ) 軽微な場合	軽処分	
職務上の注意事務違反（職務怠慢を含む。）	ア 通常なすべき義務を著しく怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	免職又は降任	
		(イ) 重大な場合	停職の重処分	
		(イ) 軽微な場合	停職の軽処分	
	イ 通常なすべき義務を怠った場合	(ア) 極めて重大な場合	停職の重処分	
		(イ) 重大な場合	停職の軽処分	
		(イ) 軽微な場合	減給の軽処分	
	ウ 通常なすべき義務	(ア) 極めて重大な場合	停職の軽処分	

	務を一応なしたが不十分な場合			ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。
	(イ) 重大な場合	減給の軽処分		
	(ロ) 軽微な場合	戒告以下		
政治的 行為の 制限等 違反	(9) ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	1 本処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定の一に違反した場合に適用する。 (1) 自衛隊法第61条 (2) 同法第64条	2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、重大な場合」に至らない場合をいう。
	イ 軽微な場合	軽 処 分		
私企業 への関 与制限 等違反	(10) ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	1 本処分基準は、隊員が次の各号に掲げる規定の一に違反した場合に適用する。 (1) 自衛隊法第60条第2項 (2) 同法第60条第3項 (3) 同法第62条第1項 (4) 同法第63条 (5) 同法第65条の2第1項 (6) 同法第65条の3第1項 (7) 同法第65条の4第1項	2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「重大な場合」とは、違反行為の内容が悪質であり、
	イ 軽微な場合	軽 処 分		

			かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。	
(11) 正当な理由のない欠勤	ア 20日以上	免職	1 本処分基準は、隊員が正当な理由なく欠勤した場合に適用する。 2 「欠勤」とは、正当な理由がなく勤務の場所につないこと、又は正当な理由がなく勤務の場所を離れることをいう。	
	イ 6日以上19日以内	停職の重処分		
	ウ 1日以上5日以内	停職の軽処分		
	エ 1日未満	減給1月1/15以下		
(12) 不正外出		軽処分	1 本処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可なく駐屯地等から外出した場合に適用する。 なお、本処分基準は、部外診療委託病院に入院を命ぜられている隊員が不正外出等の行為を行った場合に準用する。 2 外出証、身分証明書を不正に使用して外出した場合を含む。 3 「駐屯地等」とは、自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（教育訓練等の場合に設営される野営地及び宿営地を含む。）をいう。	
(13) 帰(着)隊時限遅延		減給1月1/15以下	本処分基準は、指定場所に居住する義務を有する隊員が許可を受けて外出し、又は休暇等により指定の場所を離れた場合において、正当の理由がなく、指定の時刻に遅れて帰隊した場合に適用する。 なお、本処分基準は、隊員が理由なく入校赴任等の異動完了時刻に遅れた場合に準用する。	
(14) 身分証明	ア 改変等	(7) 警務手帳	16日以上15日以下の停職	本処分基準は、隊員が次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。 (1) 身分証明書及び警務手帳の改変又は偽造 (2) 自己の身分証明書及び警務手
		(1) 身分証明書	6日以上15日以下の停職	

書又は警務手帳の改変等	イ 不正使用	(7) 警務手帳	6日以上15日以下の停職	帳の貸与又は他人の身分証明書及び警務手帳の不正使用 (3) 身分証明書及び警務手帳の亡失
		(4) 身分証明書	減給の軽処分	
	ウ 亡失	(7) 警務手帳	戒告	
		(4) 身分証明書	訓戒又は注意	
(15) 服装違反	ア 階級章の濫用		軽処分(戒告を除く)	本処分基準は、隊員が服装違反した場合に適用する。
	イ その他のサービス違反		戒告以下	

2 物件取扱いに関する違反				
		違反態様	処分基準	適用基準
(16) 武器の損壊等	ア 遺棄・隠匿	(7) 重大な場合	免職	1 本処分基準は、隊員が自衛隊の保有する武器を遺棄及び隠匿し、亡失し、又は損壊した場合に適用する。 2 「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類、その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具及び装置等をいう。 3 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、武器等の種類、注意義務違反及び損壊の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。 4 「損壊」とは、武器を物理的に破壊し、又はその武器の効用を損なうことをいう。
		(4) 軽微な場合	16日以上の停職	
	イ 亡失	(7) 重大な場合	重処分(減給を除く)	
		(4) 軽微な場合	減給の軽処分	
	ウ 損壊	(7) 重大な場合	重処分(減給を除く)	
		(4) 軽微な場合	軽処分以下	
(17) ア 遺棄・隠匿	(7) 重大な場合	重処分(減給を除く)	1 本処分基準は、隊員が自衛隊の所有又は保管に係る物件(武	

自衛隊物件の損壊等		(イ) 軽微な場合	停職の軽処分	<p>器を除く。)を遺棄及び隠匿し、亡失し、又は損壊した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。</p> <p>2 「損壊」とは、物件を物理的に破壊し、又はその物件の効用を損なうことをいう。</p> <p>3 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、物件の種類、注意義務違反及び損壊の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p> <p>4 不法領得の意思で隠匿した場合は、公金官物不法領得の違反態様によるものとする。</p>
	イ 亡失	(イ) 軽微な場合	軽処分以下（停職を除く）	
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下（停職を除く）	
	ウ 損壊	(イ) 軽微な場合	軽処分以下（停職を除く）	
		(イ) 軽微な場合	軽処分以下（停職を除く）	
(18) 過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊	ア 重大な場合		軽処分（停職を除く）	<p>1 本処分基準は、隊員が職務遂行中過失により自衛隊の所有又は保管に係る物件以外の物件を損壊した場合（他の違反態様に該当する場合を除く。）に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、物件の損壊及び注意義務違反の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	イ 軽微な場合		訓戒又は注意	
(19) 自衛隊車両の運行に	ア 極めて重大な場合		停職3月以上	<p>1 本処分基準は、隊員が自衛隊車両等の運行に当たって法令又は通達等に違反した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反行為の内容、結果の程度、違反者の地位及び職務の級等</p>
	イ 重大な場合		16日以上3月未満の停職	
	ウ 比較的重大な場合		6日以上15日以下の停職	

関 する 違 反	エ 軽微な場合	軽 処 分	並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、 ア 飲酒運転の場合（身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）で定める程度以上にアルコールを保有する状態と推定されるものを含む。） イ 故意の無免許運転の場合 ウ ひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合 (2) 「重大な場合」とは、 ア ひき逃げの場合 イ 過失の無免許運転の場合 ウ 無許可運転で重傷又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 (3) 「比較的重大な場合」とは、 ア あて逃げの場合 イ 無許可運転で軽傷又は物損を伴う場合 ウ 最高速度超過15km/h以上30km/h未満（高速自動車国道等においては20km/h以上40km/h未満）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合 エ 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合 (4) 「軽微な場合」とは、 ア 無許可運転の場合 イ 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反の場合 ウ 最高速度超過15km/h以上30km/h未満（高速自動車国道等においては20km/h以上40km/h未
	オ 極めて軽微な場合	訓戒又は注意	

			<p>満) の速度違反で軽傷又は物損を伴う場合</p> <p>(5) 「極めて軽微な場合」とは、</p> <p>ア 不在放置の場合</p> <p>イ 最高速度超過15km/h以上30km/h未満(高速自動車国道等においては20km/h以上40km/h未満)の速度違反の場合</p> <p>3 軽傷又は重傷の程度区分は、次に示すところによる。</p> <p>(1) 「軽傷」とは、全治30日未満をいう。</p> <p>(2) 「重傷」とは、全治30日以上をいう。</p> <p>4 「最高速度」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条で定める最高速度をいう。</p>
(20)	ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	<p>1 本処分基準は、隊員が自衛隊船舶及び航空機の運航に当たって、法令又は通達等に違反した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれに該当するかは、違反行為の内容、結果の程度及び部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	イ 軽微な場合	軽 処 分 以下	
(21)	ア 重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	<p>1 本処分基準は、隊員が火を失して国が所有し、又は借用している施設その他物件を焼いた場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」、「比較的重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、失火により施設等が量的質的に受けた損害の程度等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の</p>
	イ 比較的重大な場合	停職の軽処分	
	ウ 軽微な場合	軽 処 分 (減給を除く)	

			<p>基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、損害金額が大きい場合で、かつ、公共の危険の発生が大きい場合をいう。</p> <p>(2) 「比較的重大な場合」とは、損害金額が大きい場合又は公共の危険の発生が大きい場合をいう。</p> <p>(3) 「軽微な場合」とは、「比較的重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
3 金品取扱いに関する違反			
	違反態様	処分基準	適用基準
(22) 収 賄 等	ア 重大な場合	免 職	<p>1 本処分基準は、隊員が収賄その他寄付金強要等の行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、賄ろ等の内容、職務の不正の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、</p> <p>ア 賄ろを受け取り又は要求若しくは約束して、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしない場合</p> <p>イ 職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったことに関して、賄ろを受け取り、又は要求若しくは約束した場合</p> <p>ウ 賄ろを受け取り、又は要求若しくは約束した場合で、賄ろの内容が現金又は異性間の情交の場合</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、賄ろを受け取り、又は要求若しくは約束した場合でその賄ろの内容が供応又は贈与物の場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、「軽微な場合」に至らない場合をいう。</p>
	イ 軽微な場合	停職の重処分	
	ウ 極めて軽微な場合	軽 処 分	
(23)	ア 重大な場合	免 職	1 本処分基準は、隊員が業務上

業務上横領	イ 軽微な場合	停職の軽処分	<p>自己の占有する他人の財物を不法に領得した場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、業務に対する背信の程度、財産的損害の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
	(24) ア 重大な場合	免 職	<p>1 本処分基準は、隊員が公金官物について次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 窃取 (2) 詐取 (3) 横領（業務上横領を除く。）</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、公金官物の不法領得の種類及び経済的価値の多寡並びに部内外に及ぼす影響等によって判断するものとする。</p> <p>3 「極めて軽微な場合」とは、公金官物の一時借用でその経済的価値が特に少ない場合をいう。</p>
イ 軽微な場合	停職の重処分		
ウ 極めて軽微な場合	軽 処 分		
4 私的行為に関する違反			
	違反態様	処分基準	適用基準
窃盗・詐欺・恐喝・単純横領等	(25) ア 重大な場合	免 職	<p>1 本処分基準は、隊員が公金官物以外の財物について、次の各号の一に該当する行為を行った場合に適用する。</p> <p>(1) 窃取 (2) 詐取 (3) 喝取 (4) 横領 (5) 一時使用</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、損害の有無及び程度、違反者の地位及び職務の級等、違反行為の内容並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を著しく傷つけ</p>
	イ 軽微な場合	停職の重処分	
	ウ 極めて軽微な場合	軽 処 分	

				<p>、又は自衛隊の威信を著しく損ずる場合をいう。</p> <p>(2) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らないが対象金額が低い場合、違反行為の内容が悪質ではない場合又は財物を一時使用した場合をいう。</p> <p>(3) 「極めて軽微な場合」とは、価額の極めて低い財物又は占有離脱した財物の窃盗等をいう。</p>
(26) 傷害、暴行又は脅迫	ア 傷害	(7) 極めて重大な場合	停職6月以上	1 本処分基準は、隊員が「パワー・ハラスメント」及び「上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等」に当たらない傷害又は暴行脅迫を行った場合に適用する。 2 違反態様が「極めて重大な場合」に当たる処分基準は免職を基本とする。 3 違反行為がいずれの違反態様に該当するかは、傷害又は暴行脅迫の違反行為の原因、動機、状況、程度及び手段並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。 4 傷害の適用について、一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは ア 刃物等を用いて傷害を負わせた場合 イ 身体機能等に深刻な後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合 ウ 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、重傷を負わせた場合 エ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加え、傷害を負わせた場合 オ 複数回又は長期間に渡り暴行を加え、傷害を負わせた場合 (2) 「重大な場合」とは、 ア 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、重傷を負わせた場合 イ 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治1週間以上1カ月未満の傷害又は
		(イ) 重大な場合	3月以上6月未満の停職	
		(ロ) 比較的重大な場合	1月以上3月未満の停職	
		(ハ) 軽微な場合	6日以上1月未満の停職	
	イ 暴行又は脅迫	(7) 極めて重大な場合	停職6月以上	
		(イ) 重大な場合	1月以上3月未満の停職	
		(ロ) 軽微な場合	6日以上1月未満の停職	
		(ハ) 比較的軽微な場合	停職の軽処分	
		(ニ) 極めて軽微な場合	軽処分以下(停職を除く)	

これに相当する傷害を負わせた場合

ウ 身体機能等に後遺障害が残る程度の傷害を負わせた場合

(3) 「比較的重大な場合」とは

ア 口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治な場合1週間以上1カ月未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

イ 一方的に又は民間人に対し暴行を加え、全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

(4) 「軽微な場合」とは、口論等の喧嘩を契機に暴行を加え、全治1週間未満の傷害又はこれに相当する傷害を負わせた場合

5 暴行又は脅迫の適用について、一応の基準を示せば以下のとおりである。

(1) 「極めて重大な場合」とは

ア 刃物等を用いて暴行を加えた又は脅迫をした場合

イ 侮辱的な虐待行為を伴う暴行を加えた場合

ウ 長期間に渡り複数の手段を用いて執拗に脅迫をした場合

(2) 「重大な場合」とは

ア 道具（刃物等を除く。）を用いて暴行を加えた場合

イ 一方的に又は民間人に対し平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合

ウ 複数回若しくは長期間に渡り暴行を加えた又は脅迫をした場合

(3) 「軽微な場合」とは

ア 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（複数回）、殴打、足蹴り、投げる等の暴行を加えた場合

イ 一方的に又は民間人に対し平手打ち（1回程度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合

(4) 「比較的軽微な場合」とは

				<p>ア 口論等の喧嘩を契機に平手打ち（1回程な場合度）、足を踏みつける等の暴行を加えた場合</p> <p>イ 一方的に又は民間人に対し胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の暴行を加えた場合</p> <p>(5) 「極めて軽微な場合」とは、</p> <p>ア 口論等の喧嘩を契機に胸ぐらを掴む、壁に押し付ける等の傷害に至る可能性が極めて低いと認められる暴行を加えた場合</p> <p>イ 脅迫の程度が軽微な場合</p> <p>ウ 被害者に向けられた違法な有形力が身体に作用しなかった場合</p>
(27) 過失傷害致死	ア 致死	(7) 重大な場合	減給の重処分	<p>1 本処分基準は、隊員が過失により、傷害又は傷害致死の行為を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、過失及び損害の程度並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする。</p>
		(4) 軽微な場合	減給の軽処分	
	イ 傷害	(7) 重大な場合	軽処分 (停職を除く)	
		(4) 軽微な場合	訓戒又は注意	
(28) 私有車両運転に伴う悪質な交通法規	ア 極めて重大な場合		停職3月以上	<p>1 本処分基準は、隊員が自衛隊車両以外の自動車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）及び自転車で悪質な交通法規違反を行った場合に適用する。</p> <p>2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」、「比較的重大な場合」、「軽微な場合」又は「極めて軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、違反態様の内容、結果の程度、被害のてん補及び部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。</p> <p>(1) 「極めて重大な場合」とは</p>
	イ 重大な場合		16日以上3月未満の停職	
	ウ 比較的重大な場合		6日以上15日以下の停職	
	エ 軽微な場合		軽処分	
	オ 極めて軽微な場合		訓戒又は注意	

- ア 自動車等による飲酒運転の場合（身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）で定める程度以上にアルコールを保有する状態と推定されるものを含む。）
 - イ 故意の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合
 - ウ 自動車等によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合
- (2) 「重大な場合」とは、
- ア 過失の無免許運転で重傷又は死亡を伴う場合
 - イ 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合
 - ウ 自動車等によるひき逃げの場合
 - エ 自転車によるひき逃げで重傷又は死亡を伴う場合
- (3) 「比較的重大な場合」とは、
- ア 無免許運転の場合
 - イ 最高速度超過15km/h以上30km/h未満（高速自動車国道等においては20km/h以上40km/h未満）の速度違反で重傷又は死亡を伴う場合
 - ウ 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反で軽傷と伴う場合
 - エ 自動車等によるあて逃げの場合
 - オ 自転車によるひき逃げの場合
- (4) 「軽微な場合」とは、
- ア 最高速度超過30km/h以上（高速自動車国道等においては40km/h以上）の速度違反の場合
 - イ 最高速度超過15km/h以上30km/h未満（高速自動車国道等においては20km/h以上40km/h未満）の速度違反で軽傷を伴う場合
 - ウ 自転車による飲酒運転の場合
 - エ 自転車によるあて逃げの

				<p>場合</p> <p>(5) 「極めて軽微な場合」とは、 最高速度超過15km/h以上30km/h未満（高速自動車国道等においては20km/h以上40km/h未満）の速度違反の場合</p> <p>3 軽傷又は重傷の程度区分は、次に示すところによる。 (1) 「軽傷」とは、全治30日未満をいう。 (2) 「重傷」とは、全治30日以上をいう。</p> <p>4 「最高速度」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条で定める最高速度をいう。</p>
(29)	ア わいせつな行為	(7) 極めて重大な場合	停職3月以上	<p>1 本処分基準は、隊員が隊員としての品位を傷つけ、又は自衛隊の威信を失墜するような過度の飲酒、賭博、破廉恥行為等を行った場合に適用する。</p> <p>2 わいせつな行為とは、通常の者が性的な嫌悪感や羞恥心を抱き、性秩序を乱すような行為をいう。</p> <p>3 他の私行上の非行とは、わいせつな行為以外で隊員が隊員としての品位を傷つけ、又は自衛隊の威信を失墜する私的私行をいう。</p> <p>4 違反態様が「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、動機、違反行為の種類、結果の程度、違反者の地位及び職務の級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける程度及び自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、隊員としての品位を傷つける程度又は自衛隊の威信失墜の程度が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。</p>
		(4) 重大な場合	6日以上3月未満の停職	
		(7) 軽微な場合	軽処分	
	イ 他の私行上の非行	(7) 重大な場合	重処分 (減給を除く)	
		(4) 軽微な場合	軽処分以下	

5 指揮監督義務違反				
		違反態様	処分基準	適用基準
(30) 指揮監督義務違反	ア 指揮監督として 通常な義務を著しく 怠った場合	(7) 極めて重大な場合	重 処 分 (減給を除く)	1 本処分基準は、指揮監督の立場にある隊員が、その指揮監督が不行届のため、部下隊員の汚職事犯、金銭業務に関連する不正事犯、武器の損壊等、秘密漏えい、火災事故又はその他の重大な事故が発生した場合に適用する。 2 違反態様が、「極めて重大な場合」、「重大な場合」又は「軽微な場合」のいずれの場合に該当するかは、事故の内容及び部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとするが、各場合について一応の基準を示せば以下のとおりである。 (1) 「極めて重大な場合」とは、事故の内容及び職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合で、かつ、部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (2) 「重大な場合」とは、事故の内容及び職務の遂行上重大な影響を及ぼす場合又は部内外に及ぼす影響が大きい場合をいう。 (3) 「軽微な場合」とは、「重大な場合」に至らない場合をいう。 3 この基準は、指揮監督上の直接責任者に対する処分基準を示したものであり、指揮監督上の間接責任者に対して処分の必要がある場合は、直接責任者に対する処分の均衡を考慮して行うものとする。
		(4) 重大な場合	停職の軽処分	
		(7) 軽微な場合	減給の軽処分	
	イ 指揮監督として 通常な義務を怠った 場合	(7) 極めて重大な場合	停職の軽処分	
		(4) 重大な場合	減給の軽処分	
		(7) 軽微な場合	戒 告	
	ウ 指揮監督として 通常な義務を 一応は怠り が十分な場合	(7) 極めて重大な場合	減給の軽処分	
		(4) 重大な場合	戒 告	
		(7) 軽微な場合	訓戒又は注意	
備考				
一 調達経理業務に関する規律違反行為に係る懲戒処分等の基準については、調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）（防人計第8500号。19. 8. 31）が適用される。				
二 行政文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の基準については、行政文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の基準について（通達）（防人服（事）第315号。30. 9. 7）が適用される。				